

平成21年度  
福島県森林審議会議事録  
(第2回)

日時：平成21年10月30日(金)  
場所：杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部  
森林計画課

## 平成21年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成21年10月30日（金）13時30分～16時30分
- 2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹
- 3 出席委員 11名

司会  
(廣畑主幹) 本日は、御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課の廣畑と申します。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして確認させていただきます。本審議会は、森林法に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので御了承願います。

傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますので御協力をお願いいたします。

それでは、只今より、福島県森林審議会を開催いたします。

はじめに、木村会長に御挨拶をお願いいたします。

木村会長 福島県森林審議会を開催しましたところ、皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

当審議会は、昨年度から新たな振興計画の策定に向け審議を進めておりますが、前回の審議会におきましては、新たな計画に関するフレームなどについて審議をいただき、活発な御意見等いただきました。本日は前回の審議会委員の皆様からいただいた意見等をふまえて、とりまとめた新たな農林水産業振興計画の中間整理案について県より御説明を受けることになっております。当計画は県が行う農林水産業、とりわけ森林・林業施策の方向性や施策内容を示す重要な計画になりますので、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

司会  
(廣畑主幹) ありがとうございます。続きまして、農林水産部技監より御挨拶を申し上げます。

小野技監 農林水産部長、都合がありまして出席できません。私、技監の小野でございますが、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様にはお忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ございます。また、日頃より本県の森林・林業行政の推進に対しまして、御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり国では、新しい政権が発足しまして、温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減するなど、新たな中期目標を表明しております。地球温暖化防止対策の取り組みがますます重要になっているところであり、木材の生産のみならず二酸化炭素を吸収・固定する森林の役割に対し、高い期待が寄せられております。

県におきましては、これまでの造林補助事業や治山事業、森林環境税を財源とした基金事業等による森林整備に加え、地球温暖化防止に向けた国の新たな事業にも積極的に取り組むこととしており、森林整備の促進による諸機能の増進と間伐材等の森林資源を活用した、林業・木材産業の再生に努めて参りたいと考えております。本日の審議会におきましては、新たな農林水産業振興計画の中間整理案ということで、全体概要、施策の方向、主要指標等について、御審議をいただくこととしております。今後は、本日の結果を基にパブリックコメントや地方説明会などを進めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただくようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会  
(廣畑主幹)

それでは第4の報告に移らせていただきます。

はじめに委員の出席状況でございますが、委員総数14名のところ現在10名の出席をいただいております。福島県森林審議会規程、第3条に規定する委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立しておりますことを御報告いたします。なお本日は、清野進委員、津金要雄委員、外山武比古委員から欠席の報告が出ておりますので、併せて御報告いたします。また、山本美穂委員につきましては、職務の都合により少々遅れる旨御連絡をいただいております。

ここで、資料の確認をさせていただきます。「配付資料一覧表」を御覧ください。資料は、事前にお送りいたしました、資料1から資料4と、本日お配りいたしました次第、審議会委員名簿、出席者名簿、座席表、スケジュール(案)となっております。お持ちでない資料等がありましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、第5の議事に移らせていただきます。

本日は、「新たな農林水産業振興計画」の中間整理案について御審議をいただくものでございます。

なお、議長は、福島県森林審議会規定によりまして、会長がなることとされておりますので、木村会長よろしくお願いたします。

議長  
(木村会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、審議会規程第6条第2項の定めにより、議事録署名人を2名指名いたします。

岡部委員、原田委員をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

まず、議事に入る前に、第1回審議会で御意見いただきました内容の整理について御説明をお願いいたします。

農林企画  
課長  
(高梨課長)

前回の審議会の中で委員の方々から、御意見を頂戴しました。何点かいただきましたが、いわゆるこの計画を一体化するメリットとといいますか、効果ということで御意見をいただきました。そのことにつきましては前回も御説明申し上げたところですが、いわゆる農林水産業共通の課題の対応が必要ではないかということです。従来は農業、農村、森林・林業・木材産業、それから水産業ということで、各計画がそれぞれ部の中に4つほどありまして、いわゆる農林水産業をとりまく現状認識、それから施策展開にあたっての理念の共通性、そういうことで一体的な施策展開を図っていくべきではないか、そういうことで一本化したと御説明申し上げたところです。

少し補足していきたいと思います。まず県勢世論調査がございまして、21年7月に行っておりますが、県民は農山漁村ということで一体的に考えていることがわかっております。県民が農山漁村に期待している役割として一番多かったのが、地域の人々が働き生活する場、という意見が約70%ほどありました。全国的に同様な調査を行っているわけですが、それよりもその割合が上回っております。そのようなことで県民の豊かな暮らしを実現するためには、本県の大宗をしめる農山漁村の基幹産業である農林水産業の振興に、一層取り組む必要があるのではないかと、それから先ほども申し上げましたが、県民においては、暮らしの中で農林水産業という形でとらえているということで、やはり農業、林業、水産業の振興施策が一体的に行われた方が良いのではないかと、それから後ほど中間整理案の中でも説明申し上げますが、地球温暖化対策について農林水産業からどのようにアプローチしていくのかを県民に説明する場合、農林水産業一体的な話として、説明する必要があるのではないかと、それから、農林水産業、農山漁村が持つ、多面的機能の発揮ということで、山から川、水田、海と一つの流れ、それから農地の適正な管理、治山・地滑り対策、このようなものを農林水産部一体となって取り組む必要があるのではないかと、今回こういった考えの中で計画作りをしているということでございまして、是非御理解をいただきたいと考えております。

それから先ほど申し上げましたように、他に何点かございましたけれども、それらにつきましては、中間整理案の御意見をいただきながら策定しておりますので、中間整理案の説明を持ちまして代えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。委員の皆様にはいろいろ御質問、御意見等があるとは思われるのですが、前回の審議会での何点かの質問に関しましては、この後の中間整理案の中にも入っておりますので、そちらの御説明が

終わってからあわせて御質問・御意見いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、御連絡あるそうなので、お願いいいたします。

司会 (廣畑主幹) それでは、連絡申し上げます。委員の皆様お揃いになりましたところで、新たに森林審議会委員として、古川ますみ委員が新任されましたので御紹介いたします。

ありがとうございました。

議長 (木村会長) よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずはじめに(1)新たな農林水産業振興計画の中間整理案について、①全体概要等について御説明をお願いいたします。

農林企画課長 (高梨課長) それでは、お手元にございます、資料1にもとづきまして説明させていただきたいと思います。新たな農林水産業振興計画中間整理案(概要版)ということで、まとめたものです。まず、第1章総説、それからその中には、3つほどありまして、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間ということです。この辺につきましては前回の審議会の中でも説明させていただいたところですが、策定の趣旨、位置づけですが、これは農業農村分野では、農業・農村振興条例というものがあまして、その基本計画であるということ、後先になってしまいましたが、現在、県では新しい総合計画を策定しております。その農林水産業部門の計画ということでございます。それから計画期間につきましては、22年度を初年度として26年までの5年間の計画です。その前に、30年程度先、子どもたちが大人になる30年先を展望しながらということで、それが第3章にあるめざす姿ということで、前回御説明を申し上げます。

本日につきましては、第4章の施策の展開方向を中心に御説明させていただきます。それから第5章に戦略的に取り組む重点施策というように記載しておりますが、前回の審議会の中では、第4章の第7節に同じように重点的に取り組む施策ということで御説明申し上げたところでした。その後内部でいろいろ検討した結果、やはり一つ章を起こして、今後5年間に取り組む施策について記載するべきではないかと、いわばここにこの計画の目玉と申しますか、考え方を表した施策についてここで記載していきたいと考えたところです。

それから、第6章の地方の振興方向ということ、それから第7章の計画の実現のためということ、それぞれ県民、団体、市町村等々の役割等について記載するというようにしております。

それでは3ページでございますけれども、めざす姿ということで、前回御説明させていただいたところでございます。それから5ページがめざす姿の

実現に向けた施策の基本方向ということで、いわば施策のキーワードを記載しております。それをもう少し詳しくしたものが第4章、7ページになります。施策の展開方向ということで、記載したところでございます。全体的なお話をさせていただきますので、後ほど林業部門については、中間整理案で説明させていただくことにしておりますので、御了解いただきたいと思います。

まず、第1節の魅力ある農村漁村の形成ということで、四角く囲んでいるところにつきましては、いわゆる施策の方向ということで基本方針的なものを記載しております。これも別の審議会からも御意見をいただいたところなのですが、やはり振興計画ということであるから、業が先にくるのではないかという話もあったわけですが、今回我々といたしましては、農山漁村、要するに県民の方々が住んでらっしゃる農山漁村の計画・振興・形成を第一におきたいということで御意見をいただきまして、このような構成になっております。ここでは人々、要するに農林漁業、そこに住んでいるあらゆる人々が、共に支えあう絆づくりをしていきたいというようなこと、それから都市との交流、農林漁業の6次産業化、農商工連携ということで、これは国の方でも進めている施策です。そういうことを進めまして、働く場と収入の場を確保していきたい、魅力ある農山漁村の形成を図っていきたいという内容でございます。施策の体系としましては、農林漁業を支える絆づくり、交流の促進、6次産業とか他産業との連携による農山漁村の活性化、快適で安全な農山村づくりという施策の体系になっております。なお、詳細につきましては中間整理案の方に記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

それから第2節ですが、ここからはそれぞれの業の振興という部分に入ります。まず農業の振興ですが、やはり担い手の育成をしていくのは当然のことです。多様な担い手の育成という部分で企業等の農業参入を進めていくということです。それから、食料を安定的に供給するということは農林水産業の重大な役割でして、それと併せまして農業所得の増大を図ってきたいということです。それから農業基盤整備という部分で、いわゆる生産基盤の整備を図っていくということです。併せまして、研究・技術の開発・普及等に取り組むということで、本県農産物の知名度向上を図ってきたいという内容です。

施策の体系につきましては、1番から7番までありますので、時間の関係で省略させていただきますが、後ほど御覧いただければと思います。それから第3節の林業・木材産業につきましては後ほど、中間整理案で説明させていただきます。

それから第4節、9ページの水産業の振興です。水産業の振興につきましては、資源管理型漁業、それからつくり育てる漁業というものを現在実施しており、それを一層推進していくということ、それからやはり、漁家の所得の向上、付加価値をつけながら漁家収入の向上等を図ってきたい、という

ことで考えております。施策の体系につきましては、1番から6番まであります。これも後ほど御覧いただければと思います。

それから第5節安全・安心な農林水産物の提供です。当然、安全・安心な農林水産物の提供につきましては、県民の大きな関心があります。やはり生命とそれから健康を支える原点である、という考えのもと、生産者、それから流通加工一体となった取り組みを進めていきたいということです。この中に林業に関するところもございますので、それらにつきましては中間整理案の中で御説明したいと思います。

それから第6節、自然・環境との共生です。従来から福島県は、農業関係においてエコファーマー、それから特別栽培、有機栽培等々に取り組んで参りました。ここでは環境と共生する農業といえば福島県というイメージを定着させるための施策展開を図っていきたいということです。それから後、地球温暖化防止に向けまして、森林、農地、藻場、これは水産関係の言葉ですが、県民共有の地域資源と捉えて、いわゆる適切に管理するような活動を行っていききたいということです。それから、森林の持つ多面的機能を十分発揮するために、今現在も進めておりますが、適切な森林整備、バイオマスの利活用等を促進していきたいという内容となっております。これらにつきましても後ほど説明させていただきたいと思います。

それから第5章ですが、戦略的に取り組む重点事項ということで、ここは現在検討中です。ただキーワードとしましては、本県農林水産業が持続的に発展出来るように担い手の育成、農林漁業者の所得向上、地域経済の活性化という面から、6次産業化、それから当然生産力の強化、という3つのキーワードを基に、今後5年間取り組む重点施策について現在検討している段階です。概要につきましては以上です。

議長 ありがとうございます。  
(木村会長) 只今の御説明について、各委員より御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

全体の概要案でございますけれども、御意見等ございませんでしょうか。  
はい、早矢仕委員お願いいたします。

早矢仕委員 今説明をいただいた中で、もう一度繰り返して教えていただきたいのですが、各農林業の経営基盤の強化とありますが、具体的に経営基盤というのは何を重点的においているのかを、再度確認したいのですが、説明をお願いいたします。

農林企画 今、御説明いたしましたのは概要版ということですので、その場合には大変申し訳ありませんけれども、中間整理案の中で、それぞれ農業の部分、それからもちろん林業は後ほど説明いたしますが、水産業の部分等々で、説明させていただくこととなりますが、基本的に生産基盤といった場合にはやは

り人の部分、それから農業の部分ですと、農地の部分、農業農地を効率的に使うための基盤整備の部分もありますし、それから今現在問題になっております耕作放棄地の問題、耕作放棄地をいかにして解消していく等の部分が含まれていると思っております。

議長 他によろしいでしょうか。はい、では山本委員お願いします。  
(木村会長)

山本美穂委員 第5章の位置づけをもう少し分かりやすく教えていただきたいのですが、つまり全体の中で、長所なり短所なりでめざす姿というのが基本目標というのが出た後に、さらに第5章で、重点的に取り組む、戦略的に取り組む重点施策とあります。その施策もおそらくこの施策の展開方法として必要な第4章部分をこの中に含むことになるのでしょうか。これをもう少し、5章の部分で聞くべきかと思いますが、全体の中での重点施策というのは、基本計画の中で、例えば第4章より前で言われていることをもう一度、さらに強化しようとしているのか、プラスアルファで言おうとしているのか、もう少し御説明いただければと思います。

議長 はい、お願いします。  
(木村会長)

農林企画課長 只今の御質問は、第5章の重点的に取り組む施策の話ですが、言葉がどうかと思いますが、やはりこの基本計画はですね、いわゆる総花的にならざるを得ない、ということについては御理解いただきたいと思います。やはり農林水産、それぞれに施策を講じ、やらなくてはいけないことがたくさんあるので、そのようになる訳です。その場合、今回考えております重点施策というのは、計画期間は5年間と短いので、30年は確かに展望しているのですが、5年間で今後これから御説明いたしますけども、指標等がございます。いわゆる施策の目標になります。そのようなものを、達成するにはやはり、ここに特に力を入れなくてはならないでしょうという部分、その総花的な中でも特にこの部分には力を入れていきたい、という施策を重点施策ということで5年間力を入れてやっていきたいということです。ですから他のところをやらないということではなくて、他のところをやりながら特にここに力を入れていきたいということで、重点施策と位置づけたということです。

議長 よろしいでしょうか。はい、原田委員お願いいたします。  
(木村会長)

原田委員 先ほど隣の早矢仕委員と話したのは、やはり戦略的に取り組む重点事項として、この2行しかないということです。それで私が思うには、例えば岩手

県の三陸沖の漁業をやっている女将さんたちが、今から10年くらい前に山に登り、山で雑木を植えた。なぜそういうことをするかというと、山が荒れてしまって濁流が出たり、海が汚れると、三陸沖のホタテなど貝類がダメになる。そのとき初めて知った訳です。そういうことがあって、やはり林業だけを一つじゃなくて、農業と林業、漁業というのを組み合わせてやって行くことが大事。今、私が得意とする農業の分野では、直売所が非常に盛んです。須賀川（岩瀬）の「はたけんぼ」というのは、10数億という売り上げですよ。それは、都会の消費者があそこに行けば、大手スーパーでは買えない新鮮な農産物が買えるという気持ちと、それからおじいさん、おばあさんを中心とする野菜農家があそこに行けば、高く売れるという気持ちが一致しています。ところが林業というのは、40、50年育てたその木を伐って、製材所に持って行って、大工さんが買って、材木になっていく、まどろっこしいのですね。そういう中で、戦略的にという表現があるから、そこでその林業家は、農家とどう関わるか、消費者とどう関わるか。漁業の方とどう関わるかなどを戦略的に考えなくてはいけない。だからこれしかないから、私はもう少し付け加えて、具体的に書いた方がいいのではないかと、提案したいと思います。あと、6次産業化についても、農家がいう6次産業と中小企業がいう6次産業等いろいろとあります。そのあたりを少し具体的に書いた方が良くはないかと思いました。

議長（木村会長） 只今、全体の概要の部分を御説明いただいたのですが、もう少し中身についての、中間整理案についての説明を県の方からいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

森林計画課長（相馬課長） 森林計画課から、今回の中間整理案の林業・木材産業に関する内容について御説明申し上げます。資料2の75ページをお開き願います。中間整理案の第3節から林業・木材産業の振興という、大きなタイトルで書き込んでおります。まず、振興のめざすべき方向ということで下に枠で囲ってございしますが、そちらを説明させていただきます。

「森林との共生」に基づく循環型社会の形成に向けて、林業・木材産業が、将来、山村地域の主要産業として安定した林産物を供給する役割を担い、森林所有者が収入を得られるよう再生していくため、適正な森林資源の確保や間伐等の森林整備、それを実行するための担い手の育成・確保や林業事業体等の経営基盤の強化等に努めるとともに、県産林産物の安定供給体制の整備と需要の拡大、試験研究による技術の開発とその普及等により産地づくりを進めます。

このような大きなテーマのもとに、1番から6番まで書いておりますが、要するに川上から川下への対策、またそれを支える担い手の確保・育成、あるいは新技術の開発と生産現場への移転、あるいは林業を取り巻く様々な関係団体との連携、これをもって振興という構成になっております。では、そ

れぞれの中身について、御説明申し上げます。

77ページ、まず、森林資源の充実・確保ですが、施策の方向としましては、林業・木材産業の礎となる森林資源、これらを当然ながら将来にわたり継続して確保していくための、地域の状況を踏まえた森林計画制度の推進や伐採後の再造林の促進、あるいは今問題となっております森林境界、だんだんと高齢化して不在村化等も増えてきているといった中で、境界の明確化等が必要であるということで、そのような支援を行っていききたいなどの施策の方向。

それに対する具体的な取り組み、何をやるのかということになりますが、それが2番目の施策の具体的な取組内容です。時間が限られてございますので、現状と課題につきましては、以前御説明申し上げましたので省略します。

具体的な取組といたしましては、森林計画制度の推進ということで、地理情報システム、特に森林GISですが、これらを活用しまして、地域ごとの森林整備の目標である地域森林計画の策定をしながら、適正な森林管理をしていきたい。

四角の2つ目としまして、森林資源の適正な管理でございますが、森林資源がただあればいいというものではなく、健全な状態で確保しなければならないということで、間伐をはじめとする森林整備を推進します。2つ目といたしましては、将来の森林資源確保をを図るために伐採した後の造林未済地の発生を防ぐということで主伐後の再造林を促進します。

四角の3つ目ですが、優良種苗の供給体制の整備です。こちらについては、気象災害・松くい虫に強い樹木、花粉が少ないスギといったものを育種推進しまして、このような苗の優良種苗の供給体制の整備をしていきたい。

以上、このような形で森林資源の充実・確保を図っていききたい、ということです。

続いて次のページ、それらを受けて、林業生産基盤の整備となるわけですが、まず、林内路網の整備ということで施策の方向ですが、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の効率的な循環利用に対応するため、林道等の林内路網の計画的な整備を推進します。

要するに作業を効率的にするのも、機械を使うのも、道路がなければならぬ。伐採した木を出すにも道路がなければならぬ、基盤作りとしての林内路網の整備です。

それに当たっての具体的な取組内容ですが、路網整備計画の1つ目、林道の橋梁やトンネルなどのライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメント活動を支援します。これは要するに、現在、橋梁やトンネルなど、これらがいずれ施設の更新を迎えていくことになるわけですが、一挙に更新となると大変多額のお金がかかります。そこに行く前に、微調整で、少しずつ

修繕していったり、なるべく長く施設の更新を延ばしていこう、そのようなことが、ストックマネジメント活動です。そのような考えで路網整備をやっていきたい。当然上にも書いてありますけども、そのような木材生産の採算性向上や効率的な森林施業が行えるよう、路網整備をやっていくということです。

四角の2つ目、路網の整備ですが、森林の機能区分や利用形態に応じた路網整備を進めます。

四角の3つ目、情報の提供ですが、林道の位置情報をインターネットで配信するなど、県民に応えた林道情報の提供に努めます。現在森林GISということで、県民向けに「もりマップ」という形で提供をしており、その中でも林道などは、情報として入っております。このように、さらに細かな情報提供を図っていきたいということです。

続いて81ページ、県産材の安定供給体制の整備です。出てきた材の安定供給を図るためにはどうしたらいいかということですが、施策の方向としましては、素材の安定供給を図るため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な素材生産、流通システムの構築と多様なニーズに計画的かつ安定的に供給できる体制の確立を目指します。

その具体的な取組でございますが、四角の1つ目、ニーズに対応した素材の安定供給体制整備です。素材生産コストの低減と安定供給を図るため、林内路網の整備と併せて林業機械の導入を促進します。2つ目の後半部分から書いてありますが、これまでの単木集材から、全木集材による山土場での用途仕分けを行うなど、効率的な作業システムの構築を促進します。

四角の2つ目、木材産業構造の基盤強化ですが、まず集成材や人工乾燥材等の安定供給に対応するため、品質・性能の確かな製材品の安定供給や間伐材等の未利用材の有効活用に必要な加工施設等の整備を促進します。また、2つ目の中ほどに書いてありますが、外材から国産材への原料転換や生産品目の転換を促進します。それらを踏まえて、木材産業の基盤強化を図っていきたいと考えているところです。

次に83ページ、そのようにして出てきたもの利用、①県産材の利用促進です。施策の方向ですが、公共事業等での県産材の率先利用や県産材を活用した住宅の建設を促進するとともに、木材利用の普及啓発を推進します。

この具体的な取組としましては、公共事業等での県産材の率先利用がまずあげられるかと思いますが、県有施設の木造・木質化を推進するとともに、市町村等が整備する施設の県産材利用を支援します。

四角の2つ目ですが、県産材を活用した住宅の建設促進です。その2つ目ですが、県内各地域で活動する県産材を活用した家づくりグループ等の取り組みを支援しまして、県産材住宅の普及拡大を進めます。

次、四角の3つ目ですが、木材利用の普及啓発の推進です。各種イベント

や広報活動を通して、木材の持つ良さや県産材を利用することの意義に関する普及啓発を推進しますとともに、木材関係団体との連携の下、インターネット等多様な手段を活用し、消費者が県産材に利用に関する情報を入手しやすい環境作りを推進します。

四角の4つ目、県産材の加工・利用技術の開発の推進ですが、県産材が良いと言っても、何を根拠にという難しいお話もいろいろ聞こえてきますので、試験研究機関によります、品質・性能の明確な県産材製品の加工・利用技術、木質バイオマスの利用等に関する研究開発をさらに進めていきたいと考えているところです。

次に85ページ、②特用林産物の振興です。施策の方向としまして、特用林産物と言われておりますきのこや山菜などは、中山間地域における現金収入で大きな経営の一つになっております。こういった経営の重要な産品の一つであることから、産地化の推進とともに、生産者や生産量の増大を図るため、新規就農者などへの栽培指導、施設整備等を支援していきたい。

具体的な取組といたしましては、きのこ類の振興です。その3つ目ですが、競争力を高める、いわゆる全国競争になっておりますので、そういった競争力を高めるための産地化などの生産者の組織化を通して、安定供給体制づくりを支援していきたい。5つ目の中段以降ですが、オリジナル品種こういったものを、福島県なめこN1、N2、N3、N4といろいろなオリジナル品種がある訳でございますが、こういったものを活用した原木栽培ナメコや既存種の原木マイタケ、こういったものの普及を図っていきたい。

次、四角の2つ目、桐、木炭、山菜等の振興です。桐材は全国1位の生産量を誇っている訳ですが、そのような桐、うるし等の特用樹については高品質な国産原材料確保のため、伝統工芸品製造などの関係者との連携を図りながら資源維持に努めます。3つ目、遊休農地等を活用したわらび園の整備や森林整備後の林床を活用した山菜の栽培などを促進します。右の写真もありますが、このような林床の下で山菜の栽培を行っております。このようなものの振興を図ってきたいということです。

次に87ページ、今まで申し上げました、林業・木材産業を支える担い手の確保・育成です。施策の方向ですが、森林整備を担う林業就業者は、年々減少しており、今後必要な森林整備と需要に応じた素材生産への体制作りが急務となっております。林業就業者の確保・育成を図るとともに、機械化による生産コストの低減や施業の集約化等を推進していきたい。

その具体的な取組としまして、林業就業者の確保・育成ですが、まずなんといっても林業が魅力ある職場となるよう、労働負荷の軽減や福利厚生充実などを図ってきたい。林業は3K、きつい、汚い、危険という業態だといわれておりますが、そのようなことのない、少しでも脱皮して、新規就業者が取り組みやすい、入りやすい職場環境を作りたい。ということで

す。また2つ目、新規就労者を対象としました研修、就業者のいろいろな経験、技能に応じた技術の継承と定着化を推進します。

2つ目の四角ですが、森林組合等の林業事業体の経営基盤強化です。基本的に事業体として、森林組合中心となって動いている訳ですが、計画的な経営改善など行いながら、経営基盤の強化を支援していきたいと考えています。

四角の3つ目、林業後継者等の育成ですが、2つ目、林業後継者や林業研究グループの育成を図るため、指導林家や林業普及指導協力員との連携による研究会や講習会を経て、いろんな林業に関する技術や知識の普及と定着を推進します。

次のページ四角4つ目、労働安全衛生対策の推進です。先ほど、きつい・汚い・危険と申しました、危険の方です。林業労働災害は、非常に一般建設業に比べて高い危険度を示しておりますが、少しでもそのような危険性を低下させるためにも、作業現場への巡回指導、あるいは、リスクアセスメントの推進、そのようなものを踏まえまして、労働安全の確保と意識の高揚を図っていきたいということです。

次、89ページ、新技術開発と生産現場への移転です。施策の方向ですが、県民の要請は、林業・木材産業の振興、地球温暖化対策、森林環境保全、いろいろ多種多様に渡っております。このような社会情勢の変化に対応した新たな研究が求められておりますので、そのようなものに対する研究等を行いたい。

具体的な取組としましては、下の四角の中で、林業技術の開発とありますが、本県に適した優良な品種・系統の苗木の育成、あるいはマツクイムシに強い、マツノザイセンチュウ抵抗性苗の育成、あるいは花粉の少ないスギ苗の育成などの研究開発を推進していきたい。あと一番下、ナメコ・シメジ等の優良種菌の開発、安全生産技術の開発、またオリジナル品種の研究開発を進めていきたい。

2つ目の四角、林業技術の普及・定着ですが、現在各農林事務所に林業普及指導員がおります、そのような普及員による、林業技術の改善、林業経営の合理化等を推進していきたい。

次、91ページ、林業関係団体との連携です。当然我々県だけでなく、林業を取り巻く様々な団体等がございます。そのような方々との連携をどのようにとっていくかということです。

具体的な取り組みですが、まず1つ目の四角、森林組合系統組織です。2つ目に書いておりますように、森林組合そのものは、森林所有者の共同組織であるということで、当然森林所有者が一番わかっているのは森林組合ですので、そのような方々との連携を図っていきたいということです。

2つ目の四角、流域林業活性化センターですが、流域における、民有林と

国有林、川上から川下までの連携を図る組織として、作られておりまして、関係者としては流域における市町村、林業関係団体このような方々から構成されております。このようなセンターとの連携です。

3つ目として、林業協会（林業労働力確保支援センター）ですが、林業協会の内部に、林業労働力確保支援センターがございまして、林業労働力確保対策を総合的に推進する中核機関です。そのような労働対策としての、林業協会との連携です。

4つ目のきのこ振興センターですが、きのこ類の栽培指導、産地化を推進する中核機関としてございます。このような特用林産物の特に野生きのこ等いろいろございますが、そのようなものへ対してのきのこ振興センターとの連携です。

5つ目の林業公社ですが、森林整備を通して森林の持つ多面的な機能の維持を図るということで、現在林業公社15,000haほどの県内分収林計画を結んで整備しておりますが、そのような大きな面積を持っている林業公社との連携です。

次に、林材業労災防止協会県支部ですが、林業と木材製造業の事業者による組織ということで、労災防止の観点からこのような協会との連携です。

次に木材共同組合連合会ですが、県内28地区の木材共同組合の連合会組織として本県木材団体指導の中核的な位置づけでございます。そのような連合会との連携です。

このように林業を取り巻く様々な諸団体と連携しながら、林業施策を進めていきたい、と考えております。第3節につきましては以上でありまして、水産業のページを飛びまして、119ページをお開きいただきます。

第5節は、安全・安心な農林水産物の提供となっておりますが、食の安全、中国産地の偽装問題などいろいろあった訳ですが、そういった農業の部分、林業の部分、いろいろ分かれております。林業の部分として、119ページ、安全・安心な県産材の確保の項目を設けております。施策の方向ですが、木材製品に対する社会的ニーズの変化に対応していくため、品質性能等が担保された県産木材製品の安定供給を図ります。

具体的な取り組み内容としましては、下の四角の規格・等級が保証された県産材の供給ということです。中段以降に、規格・等級が適正に保証されたJAS製品や県産ブランド材「とってお木」の供給を促進をしていきたい。

2つ目、乾燥材の安定供給ですが、乾燥材の供給能力を一層向上させるための、人工乾燥施設の整備を支援していきたい。

3つ目としまして、品質性能等に関する情報表示です。中段以降ですが、品質性能が明確な木材製品の生産促進とあわせ、品質性能や生産履歴にかかる情報表示などを促進していきたい。

次に123ページをお開き願います。第6節、先ほど農林企画課長からも

農業の有機米など色々な話がありましたが、林業部門、自然環境との共生の中での上から4行目、また、地球温暖化の防止に向けて、森林・農地・藻場を県民共有の地域資源と捉え、県民の理解と参画を得て、適切に管理するとともに、森林の持つ多面的機能を十分に発揮するため、森林整備や木質バイオマスの利用促進、林地の適正管理などの取り組みを促進します。ということで、2番目の地球温暖化対策、3番目の②の森林の有する多面的機能の維持増進、4番目の県民参加の森林づくりなどを進めていきたいといった、大きな進め方となっております。

127ページをお開きいただきたいと思います。林業部門としては、地球温暖化への対策です。先ほど少し申し上げましたが、地球温暖化の防止に向けて、森林による二酸化炭素吸収能力の向上や農林水産業から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を図るとともに、気象変動の影響を受けにくい安定した生産技術の確立を目指します。皆さんもすでに御承知のとおり、京都議定書2012年度までに、1990年に比較しまして、6%温室効果ガスを削減する中で、3.8%を森林が吸収し、約1千3百万炭素トンを吸収するというようになっております。そのようなことで京都議定書、我が国における温暖化対策の中で森林の占める位置というのは非常に大きいものがあります。そのようなものを受けた、福島県の取り組みでございます。

施策の具体的な取組内容ですが、森林吸収量確保推進計画の推進です。先ほど申し上げましたように、京都議定書に基づく取組みの中で、福島県は、「福島県森林吸収量確保推進計画」というものを立てまして、森林による二酸化炭素の吸収を確保するとしております。

2つ目として、木質バイオマスの安定供給と利用促進です。今後増大が見込まれます、木質バイオマスの需要に応じた安定供給、あるいは利用促進を図っていこうとするものです。

3つ目、農林水産業から排出される温室効果ガスの削減は、モデルハウス等そのようなものがありますので、3つ目あるいは4つ目は省略させていただきます。

129ページ、生産活動を通じた多面的機能の発揮とやすらぎ空間の整備です。こちらは、農林漁業、農山・漁村まとめた記載をしております。特に林業部門については、131ページを御覧いただきたいと思います。その中で、森林の有する多面的機能の維持・増進となっております。施策の方向としまして、森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多様な森林整備を進めるとともに、公益的機能の高い森林については、保安林に指定し、その機能増進のための整備を図ります。ということで、具体的な取組みとしましては、多様な森林整備の推進ということで、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」、このような3つの利用形態に分けて、それぞれにあった長伐期施

業への転換、針広昆交林への誘導、広葉樹林の整備等、多様な森林施業を進めていきたい、と考えているところです。

二つ目、保安林の整備の推進ですが、水源かん養や土砂災害の防止等、森林が持つ、そのような公益的機能が十分に発揮が出来るような形で、計画的に保安林に進めていきたい。

3つ目としまして、公的な森林の整備の推進ですが、市町村、財産区、林業公社等との連携を図りながら、公的な機関による造林、森林の施業を図っていきたい。

4つ目の適正な森林の管理ですが、その管理をするにあたっては、森林保全巡視員がおりますが、そのような方々の活動を継続的に進めながら、森林の適正な管理を推進していきたい、ということです。

最後の県民参画による森林環境の継承ですが、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐためには、県民一人一人が参画する森林づくりに取り組みたい、と考えているところです。

133ページ、県民参加の森林づくりです。森林や林業の重要性を広く県民が理解し、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が森林づくりなど緑を守り育てる活動に積極的に関わるように、森林を県民全体で支える意識の醸成を推進します。

1つ目の具体的な取組内容ですが、森林づくり意識醸成活動の推進です。これらを推進するための、森林整備ボランティア活動、緑の少年団活動等を通じて、森林・林業の必要性、重要性の理解を深める普及啓発活動をやっていききたい、というのが1つ。また最近企業等が、CSR活動としまして、そのような森林づくりを行いたいという要望がかなり強くなっております。そのような森林作りを行う企業団体等の支援をしていききたい。

2つ目の森林ボランティア活動の支援ですが、森林ボランティアをやりたいという団体の方々の情報収集・相談窓口として、森林ボランティアサポートセンターを県民の森に設置しておりますが、そのようなボランティアサポートセンターの活用を図りながら、森林ボランティア団体の活動を支援していききたい。

3つ目の緑化運動の推進ですが、現在社団法人福島県緑化推進委員会という団体が、「緑の募金」等を進めておりますが、そのような緑化推進委員会と緊密な連携のもとに、森林の整備や公共施設の緑化など、そのようなものを進めていきたい。

4つ目の緑化技術の普及推進ですが、各種研修会や講習会等、PRを進めていききたい、ということです。

あと、説明が少し抜けたところがございます、17ページをお開き願います。

快適で安全な農山漁村づくり、要するに、今まで業としての部分、森林の資

源としての部分、ということで説明させていただいたところですが、もう一つ、災害に強い農山漁村づくりというものがございます。その中で、地球温暖化の中で、強い雨、豪雨などが降っている訳ですが、そのような多発する自然災害から農地・森林等を守るための施設整備を行うことによりまして、農林業の生産の維持や経営の安定化を図るとともに、県土の保全、県民の生命・財産等を守っていききたい。ということが施策方向になっております。

そのための、具体的な取り組みですが、丸の2つ目に、地すべりなどが起きた場合、概成している区域では、既設の地すべり防止施設の状況や機能の実態を把握して、定期的な維持管理を行い、県民の安全を図っていききたい。3つ目に、緊急性、優先度を考慮した地区を選定し、計画的な治山施設の整備を推進し、山地災害の発生を防止していききたい。

2つ目の四角、防災意識の醸成ですが、県内の山地災害危険地区、約5千カ所以上危険地区がある訳ですが、そのような情報を広く県民に提供しながら、地域において防災意識を向上させるための座談会の開催、あるいは地域住民の防災意識の醸成に努めていききたい。また、山地災害の情報収集を図るため、森林土木事業を経験されている方々を対象に「山地防災ヘルパー」等の認定を行いながら、色々な情報の収集を図っていききたい、ということです。

また3つ目、高潮・波浪災害からの防護ですが、海岸線にあります保安林、そのようなものを守るための色々な海岸の施設、消波ブロック等の整備を推進していききたい、ということです。

次に19ページ、豊かな緑の保全・保護です。

安全で豊かな県土を形成するため、農山漁村の重要な資源である森林の保全・保護に向けた森林病虫害等の被害対策及び林野火災の予防を推進します、ということです。本県に松くい虫が入って、30年以上経つ訳ですが、そのようなものの対策等です。

具体的な取り組みですが、まず森林病虫害等の被害対策です。松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害対策については、関係市町村と連携を取りながら、伐倒駆除等の森林整備をやっていききたいということです。松くい虫と書いてありますが、現在、会津地方で蔓延しております、カシノナガキクイムシなども含まれていくことになるかと思えます。

2つ目の四角、林野火災の予防ですが、ひとたび山林火災が発生しますといろいろな施設、一挙に財産も失いますし、またその焼け跡から土砂が流出するなど災害の発生も危惧されると思えます。そのような意味で林野火災、非常に怖いものがあります。そのようなものを防ぐための、山火事防止パレード、あるいはテレビ・ラジオ等による広報などもやっておりますが、万一、林野火災等発生した場合そのような損失を補てんし、早期復旧を図るための森林国営保険への加入促進などを行っていききたい、ということです。このように、快適で安全な農山村づくりを行っていききたいということです。

話が前後して、大変申し訳ございませんでした。以上で、私の方から、中間整理案の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。只今、中間整理案の森林・林業関係に関して、説明いただきました。以上の説明に関しまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

山本美穂委員

御説明ありがとうございました。少し教えていただきたいのですが、78ページの森林認証制度と、それから117ページくらいに述べられている、県産材のトレーサビリティとの関係、このあたりがおそらく繋がっていくのではないのかと思うのですが、もう一步こう具体像が見えないかなと思って質問する訳ですけども、例えば、戦略的にはどの森を、県営林をとか公社関係の林をとか、そのような具体的な戦略めいたものがあるのかということと、あともう1つは、92ページに様々な関連団体の連携が挙げられているのですが、森林を実際に伐っている素材生産事業者との連携というか、そのあたりの把握というのは、県ではどのような姿勢を取られるつもりなのか、教えていただきたいと思います。

宮崎県では素材生産事業者というものを非常に重視して、この人たちがもっと市民権を得られるように、前向きに支援しています。そして彼ら自身が情報を発信し始めたという例が見られるのですが、この2つ、教えていただきたいと思います。

林業振興課長  
(宍戸課長)

まず森林認証につきましては、既存の仕組みで、SGEC、FSC等があります。これは山の経営の部分、そこから生産される木材の部分の認証を行っている制度・仕組みです。山の経営の部分については、基本的にはこのような、持続的な森林管理が出来るような仕組みをベースに動かしていくことになるかと思っています。さらに森林施業計画等のような制度がありますので、併せて考えていくことになるかと思っています。さらに、山から木が伐り出された部分につきましては、現在でもJAS制度や県独自のブランド認証等がありますが、残念ながら各団体で、いわゆる輪切りの状態で、認証等を行っているような状態で、極端なことを言いますと、所有者のクレームに対して、誰が責任を負うのかという部分が少し曖昧になっているという考えも持っております。そこで92ページの、施策展開のイメージを御覧いただきたいのですが、絵柄の真ん中に仮称ということで、福島県素材流通機構（任意団体）と書いてございます。これは10月22日に、素材流通機構として実際に立ち上がりました。私どもとしては、この素材流通機構に素材生産事業者と森林組合、チップを生産されている方、それぞれ木材に関わる、ほとんど全ての方を、この組織の中に取り込んで、一元的に供給に対しての管理をしていきたい、というように考えております。素材生産事業者は条例に基づき、250～260社登録しておりますが、なかなか一本化した組織化が難

しいというような状態です。このような新しい組織で、一人親方を含めた受け皿としていきたいと考えております。さらにその機能として、大規模需要に対する安定供給の窓口となる他、トレーサビリティを含めた、認証関係についても、山元から製材工場まで一元的にメンバーとして入っておりますので、お客様のクレームに対して尻ぬぐいをするという状態にはならないような、一元的管理が出来ればと考えています。例えば、最低でも合法性の問題、その上の段階での間伐材証明の動きへの対応、さらにそのステップが上がりますと、性能品質の保証に関して、JAS制度の管理、さらに頂点にいけば、福島県産のブランド材の管理、こういう品質管理についても一元的に管理出来るよう進めていきたいと思っております。さらにもう一つの機能として、自分たちの生活の場である森林について、伐採だけでなく、植栽し、森林を造成するというような考え方も、山を利用する者としてもう一度、この組織の中で見直していただければと思っています。全体としてこのような仕組みがあれば、それぞれ課題になる部分を解決出来る、有効なツールとなると考えているところです。

議長  
(木村会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

岡部委員

新しい、木材あるいはその分野の農林業の再生といえますか、このようなものが出てきたのですが、今まで各先輩方がですね、色々な計画を作られて、そしてこのように実行されてきたと思うのですが、その総括というのは、どのように効いているのか、いわゆる反省のもとに出て行かないとまた5年、また10年とそのような形で、同じものの繰り返しだろうというような私の考えで、農業でも林業でもこんなに低迷しているというのは、何が本当に原因なんだろうかと。私、若いときには素晴らしい夢を持ってやってきたのですが、県などからおいでになる方々は必ず、来るべき林業・木材産業の華やかな時代をですね、そういう夢を見てまたがんばってくださいよ、というお話をいつもされたのですが、一向にそのように改善されていかない。やはり木材の造り方か、あるいは売り方がまずいのか、或いは工務店等が外材だけで持ってこい、いわゆる製材所側をいじめてきているのか、リーマンショック等そのようなものでやられているのか、その原因というものをやはりしっかりと総括をして、その上に立って、新しい計画を作る。もちろんそのような総括をしていると思うのですが、具体的にどのような原因でこんなに落ち込んできているのか、この原因を皆さんはどのようにお考えになっているのか、それを1つお聞かせをいただきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長  
(木村会長)

はい、ではお願いいたします。

林業振興課  
長  
(宍戸課長)

大変重い話なのですが、森林・林業に対する基本認識としては、まず時代、時代によって、山の使われ方というのは、その時のニーズに応じてきたのだらうと思っております。例えば、薪炭エネルギーやパルプ、紙の原料として使われて来た時代があった。さらに建築用材として、需要が見込まれるということで、昭和40年代から50年代にかけて、大量に造林がなされた。それが利用できる大きさまで育っているというのが、現時点だと思いません。今回の新しい計画の中では、林業再生というイメージを持って取り組ませていただこうと思っております。再生というためには、一体何が必要なのだろうかということになるわけですが、基本的に造られている37万haの人工林は、建築用材を供給するために育てられてきた、とって過言ではないと思えます。ただ全体の建築の着工数等の動向をみますと、全国では120万戸ありましたが、80万戸程度になるのではないかと、本県では、1万2千戸が8千戸程度になるのではないかとというような長期的な見通しがあります。そうしますと、建築用材だけを主力として今後も続けていくということになれば、需要が右肩下がりのものに対して、頼っていくということになってしまいます。とりまく状況を見ますと、最近木質バイオマス、特に燃料用の需要が非常に大きいということが判ってきており、数年で相当量が動くようになるだろうというように認識しております。今までの木材の利用状況を見ますと、建築用材を主体とするために伐採をしてきたために、利用される率合というのは、倒した木の約2割程度、残り8割は捨ててきているという状況です。この残りの8割を何とかバイオマス等の需要に仕向けたいということで、利用のため伐採する行為自体は変わりませんから、全てを利用するというので、何とかもう少し収益性の改善が出来るのではないかと考えています。先ほどの92ページのイメージ図は組織体制の部分での仕組み作りをして、何とか大口需要に役立てていきたいという考えであり、ハードの整備につきましては、高性能林業機械の導入や作業道の整備等、生産コストを下げるためのインフラの整備を県として支援したいと考えているところです。この2つを組み合わせ、生産コストを下げながら、大口需要に応えるということで山元に、もう少しお金が入っていく仕組みが出来るのではないかと考えています。それを契機に山作りに労力が向けられるよう、その端緒になるようこの5年間でやり遂げていきたいと考えているところです。

議長  
(木村会長)

ありがとうございます。

岡部委員

分かりましたが、それでは過去にいろいろと計画したものが、どのように生きてきているのか、その辺を特にお聞かせいただきたいのと、やはり担い手の育成ということで、私も77歳になるのですが、一番若いときから、ずっと「担い手育成」、「担い手育成」というそんな言葉だけを頂戴してきた

ような感じがします。私一番最初はこのように考えていました。木材や何かを売るときに、やはり良いものとか、あるいは径級の揃ったものとか、色合いであるとか、消費者の皆さんが良かったと言われるような、そのような木材を造っていくというのが、目的だったのですが、今は枝打ちをしたりしても、結局一緒くたに同じ値段に仕切られていくものですから、私ら生産者としては、1本、1本やっぱり手で、木を触りながら、子どもや何かを育てるように大事に育ててきた訳ですね。それが高性能機械でバタバタ倒して伐るようになってきたものですから、良いものが出来なくなってきている。むしろ、どんなものだって、太くなれば良いんじゃないかというような考え方が、多くなってきているということで、やはりまた、もう1回戻って、良いものを造る、消費者が喜ぶようなものを造る、そのようなことで、我々も潤っていけると形には、なっていないのでしょうか。そのあたりで、過去の計画などを見直していただく、あるいは総括をしていく、是非また進めていただきたいなど考えております。

議長 今回の計画が今までと違うところ、今まで見たものとあまり変わっていないところ等がどうしてもあると思うので、その辺にお願いいたします。

農林水産部 岡部委員の方から、お話をいただきました。今までの県の施策の総括的なものはどうだったのだろうか、というお話でした。確かに先ほど林業振興課長の話がありましたけれども、今までの県の林業行政の流れといたしますのは、森林をまず造っていくということに大きな主眼が置かれておりました。活用の部分につきましては、そのような計画を作っている中で、木造住宅への材料供給ということを念頭に置いて、まさにある程度の密度を持って植えて、それに枝打ちなどを加えながら、なるべく節のないものを造っていききたいということで動いてきたわけですけれども、昭和50年代にかなり木材価格が上がって、そのときをピークにしてその後下がってきております。外材との関係の部分もございまして、当時は外材が安くて、国産材は高いから外材を使っていた部分がございまして、今になりますと、国産材が安くても実は外材が使われるというような状況になってございます。これは御承知のように品質の問題、量的な問題、ロットの問題ですね、そのようなものもございまして、後は乾燥の問題であるとかそのような部分が拍車をかけていると思っております。そういうことで山から、間伐の時期になって間伐をしても売れないということで、そのまま間伐されずにきている山がかなり多くなってございます。そのような意味からいいますと、私どもの今まで持ってきております基本にありました、良質材生産の方向性が、これが今の住宅事情には合わない状態になっているのが確かに実態ではございます。ただそのようなことがありましても、やはり量的なものそれから質的なものは、これからも求められていくのであろうとは思っております。1つの方向性としたしましては、83ページの方にちょっと入れているのですが、28行のところ

に「県産材を活用した家づくりグループの取り組みを支援する」というようなことで、やはり地域の材を地域で使っていただくためには、地域の大工工務店、設計屋さん達がやらないとだめですね、どうしても大手ディベロッパーとかホームビルダーがやりますと、コストの安い、そして性能的にはかなり品質が保証されたものが使用されると思います。そのような意味では、なるべく我々の足下から需要喚起していかなければならないだろうと思っております。先ほど話にありましたが、まさにどのようにして活用していくのかと、今まで住宅資材を主にやってきたものから、少しでも所有者の方に収益が戻すことが出来るような仕組み作りを何とかやっていきたい。せっかくの資源を、山に捨てるのではなくて、少しでもお金に変えようと、ただ今検討しているところです。そういう意味では、現在の住宅産業の構造が変わらなければ、たぶん木材価格も急激に伸びるということは想定できないだろうと考えておまして、なるべく何でも使おうという方向で、少しでも所有者の方に還元出来るような体制作りをしていきたいと現在考えているところです。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。斎藤委員お願いします。

斎藤委員

建築に使われる材料が、地域材をたくさん使って出来るだけ木材産業の方とか、その間に入っている人たちが潤えば本当に良いなと思っているのですが、ついこの間、私の知り合いの郡山の設計者が建てた家を見てきたのですが、そのときの感想等がちょうどタイムリーだと思うので、お話ししたいと思います。その家は本当に杉をたくさん使ってました。優しい色をした暖かみのある杉で、とても素敵であかぬけたお家です。郡山でも大きな施工業者なので、これは「県産材ですか」と聞きましたら、「違う」と。「県産材は使えない」と。「色が少し汚くて、使えないんだ」ということで、その会社では、その現場に使ったのは宮城県産材で、宮城県で乾燥・加工したもので、あと栃木県産のどちらかを使っていると。本当は県産材を使いたいのですが、県産材の杉「とってお木」、郡山産の杉「ときめ木」を私なども使うのですが、杉というお客さんのイメージはやはり、私が見てきた、その現場のイメージどおりに淡くきれいで、匂いまで杉の優しい香りがしてということなのですが、どちらかという赤みがぐっと出てきたり、色にばらつきがあって、見た目も良い部分と悪い部分があったり、ちょっと安定しないのが、私たちも「地域材だからしょうがないか」お客さんも、「え、こんな色になっちゃうの」というのを「まあしょうがないよね」というように使ってたのですが、私が見てきた現場は、全体に淡い色で、本当に素敵な色なのですが、その施工業者に聞いてみたら、「乾燥を少し低温でじっくり時間をかけてやります」。あとは「木の1本をまるごとうまく使えるように向こうの会社は全部提案してくれるので、うちの方としても品質が良く、丸ご

と使える無駄がない使い方が出来るので、とっても楽とはいませんが、出来ればそっちの方を使いたいと思って使ってます」、ということだったのですね。この中では、乾燥とかいろいろ技術的な面もあげているとは思いますが、やっぱり他の県との競争になりますよね。せつかく福島のこの地で木造の住宅を建てて、やっぱり地域のものを使って貰いたいのですが、その辺の技術というか、単に技術を本当に具体的に、実行させて他の県とも競争しても勝てるような、使って貰えるような、そういうような技術というものを是非上げていくような、そういうような方法が、必要じゃないかと思えます。現実の「とってお木」、「ときめ木」の色を見ているものですから、全然何か別物のように、そういうものを使いたがる人はやはり30代くらいの住宅をこれから建てていこうという人なので、これから住宅というのは数多くはならないとは思いますが、出来るだけ県産材を使って貰う、具体的な方法をきっちり盛り込んでいかないと、なかなか競争に勝っていかないのかなと、そんな感じがします。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。矢吹委員お願いいたします。

矢吹委員

先ほど岡部委員からいろいろとお話がありましたが、岡部委員の思いが、ここに反映されていない部分があるのではないかと思います。まず5ページの林業・木材産業の振興というところを見れば、今まで本当に汗をかいて山に木を植えて手入れをしてきた人たちの姿が、ここの中に反映されていない、或いはそういう人たちはもういらぬのではないかというような書き方があると感じられます。それからそれが87ページに林業後継者等の育成となっている訳ですが、ここにもいわゆる林家、林業者という、従来一生懸命汗をかいていた、そういう役割を担っていた人を、同じように後継者はいらぬのかという、農林業振興計画なるものが樹てられるとすれば、農林業複合系というのは当然あるべき姿だと思います。そのような思いがそこに入っていない書き方ではないかと感じているところです。後継者、確かに意識の醸成だとかあるけれど、実際手をかけて育てる人を後継者というのですね。そのいわゆる林家、そういう人をこれから育てる必要はないのかという、そのような部分も検証・検討していただきたいと思っております。

それから9ページですが、斎藤委員、飯東次長の方からも話があったのですが、絆作りという部分で、相当の住宅関係とのコラボをするとすれば、いわゆる消費者、エンドユーザーとコラボはするのは当たり前なのですが、いろいろな方と連携をして供給するという部分の書き込みがここにありません。木材をどう使うかということで、どうコラボレーションしていくのかという思いを、是非書いていただきたいと思っております。

また、「魅力ある農山漁村の形成」というということは、その地域にある資源をどう生かしていくのかということが、第一な訳ですけれど、ずっと見

ていると、針葉樹林の話ばかりなのですね。広葉樹も含めた森林資源をどう活かしていくのか、という部分も是非検討をしていただきたいと思います。

それから、「自然環境との共生」という部分でいろいろな書き込みがありますが、生物多様性の確保の観点について、どう盛り込んでいくのか、という部分がちょっと気にはなっております。最終的には、書き込むとすれば、伐採するということは悪いことだという観点からの書き込みがなされる恐れを、私は危惧しているところです。伐採地も、生物多様性を確保するための重要なファクターですので、書き込むときには、是非そのような部分について、気をつけていただきたいと思います。生活環境部の方の所管なので書かないのかもしれませんが、庁内調整のときにそのような意見があるのではないかと感じるところです。

それから森林環境税のところですか。131ページに、今やっておりますというのは書いてありますが、我々としては、私としてはと言った方がいいのかも知れませんが、森林環境税、是非第2期計画もやっていただきたいと考えております。その結末を検討しているのかと思いますが、是非盛り込んでいただきたいと思っております。

またもう一つ加えますと、優良苗木の確保という部分が書いてありますけれども、どこに始末するのかという部分ですが、コンテナ苗木等の新しい技術の部分の書き込みはどうするのか、という部分について御検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長  
(木村会長)

ありがとうございます。ではお願いいたします。

森林計画  
課長  
(相馬課長)

只今の御要望を受けまして、さらに精査した上で、書き込み・修正ございましたら直させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

議長  
(木村会長)

ありがとうございました。どうしてもという方がいらっしゃいましたら、では、山本委員お願いします。

山本光子委員

89ページの林業技術の開発の中で、きのこの取り組みというのがございます。きのこ振興センターとの協力ということで、私のところも新たな就労支援の開発や障害者の就労支援の開発ということで、きのこの取り組みを少しやっております、本年度は本格的に実験ということで、90ページにございますきのこ菌種の培養とか、きのこの菌床伏せ込みの指導というのを県南農林事務所さんの協力も得てやってきましたが、やはりこのような技術の指導とか、生産性を上げていくための課題もたくさん今回は見えてきております。福島県にはきのこ振興センターがありまして、日本でも唯一素晴らしい施設を持っているので、きのこを福島県の県産品として充実させていくに

も、身近なところでの指導者がいるので、新たな展開に持って行けるのではないかと考えています。実際に林業をやってらっしゃる方達とか、それから農業をやってらっしゃる方達でも、遊休農地などの活用が、このきのこの生産というので出来たりとか、高齢者の収入源になるとか、いろいろな発展性があると私も確信させていただいています。ですから、このような技術に対する広報や指導、管理、生産したものの販売についての指導とか、また販売先の販路をどのようにしたらいいのかというのを、今回大量に出来てしまって販路をどうするかがとても大変だったものですから、このようなところを県がもっと力を入れて、広報なりパターン的なものをもっといろいろ作っていただいて、充実させていくと、里山再生の中で、きのこ作りは最高の手段になるのではと私は思っております。今回県の方からいろいろな提案をいただき、取り組ませていただいてすごく良い結果が出てくるかと思っておりますので、そのようなことを、もっとたくさんの方への情報公開や技術の指導、林業関係、農業関係の方達と連携を取れるような施策を作っていただければ、充実するのではないかと思いますので、もう少し検討して作っていただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

議長 (木村会長)      ありがとうございます。よろしいでしょうか、だいぶ長くなって時間が過ぎてしまいましたが、若干休憩を入れたいと思います。

司会 (廣畑主幹)      それではここで休憩ということにさせていただきます。なお技監にはここで所用のため退席させていただきますので御了承願います。よろしく願いいたします。

( 休憩 5分間 )

議長 (木村会長)      再開します。それでは続きまして、②主要指標について、説明願います。

農林企画課長 (高梨課長)      それでは主要指標につきまして、御説明させていただきたいと思っております。【資料3 主要指標】、【資料4 施策ごとの指標】、を御覧いただきたいと思っております。まず、資料4を先に御覧いただきたいと思っております。新たな農林水産業振興計画における施策ごとの指標(案)ということで記載してあります。第4章第I節魅力ある農山漁村の形成から始まりまして、II 農業の振興でそれぞれ施策分野という形になりまして、指標がそれぞれ記載してございます。それからIIIの林業・木材産業の振興、水産業の振興がありまして、安全安心な農林水産物の提供、自然・環境との共生、1番後に水産の部分で追加されておりまして、現在合わせますと70の施策における指標ということで、今現在検討しているところです。この中から資料3を見ていただきますと主要指標1から農業部門、森林・林業・木材産業部門、水産部門というこ

とで、23の主要指標ということで、先ほど申し上げた中から23を取り出しまして、これが新しい総合計画で設定を予定している主要指標となります。資料3を御覧いただきますと、林業につきましては、主要指標としまして林業産出額ですけれども、現状が平成19年度141億円、目標といたしましては、165億円以上と17%増の目標になっております。それから同じように森林整備面積、新規就業者数、木材(素材)生産量、それから森林づくり意識醸成活動の参加者数の5つの主要指標が総合計画の中で、総合計画に掲載されております。それぞれ番号がついておりますけれども、その算出の根拠、考え方ということで2ページ以降にそれぞれ記載しております。今回、森林審議会が最後になりますけれども、前段といたしまして、農業振興審議会、水産業振興審議会を開催させていただきまして、それぞれこのような指標を説明し、御了解をいただいているところです。例えば農業関連算出額ということで、農・林・水という中の農の部分ですが、2700億円以上を生み出すというようなこと。あと林業の算出額、水産業では沿岸漁業算出額、これを合わせますと概ね3000億を目指すという計画になっております。簡単ですが以上です。

議長 (木村会長) はい、ありがとうございました。只今の御説明につきまして、各委員より御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

農林企画課長 (高梨課長) 追加で申し訳ございません。資料3の方は目標値まで記載しておりますが、資料4の方につきましては、現状値しか記載しておりません。これにつきましては、次回の審議会までに目標値を記載いたしまして、御審議をいただきたいと考えております。

議長 (木村会長) はい、ありがとうございました。少し質問してよろしいですか。新規就業者数というのは以前御説明いただいたと思いますが、どのような数字になるのでしょうか。

林業振興課長 (宍戸課長) 新規就業者数につきましては、以前に平成27年で2100人必要だと説明したかと思えます。その毎年度の参入者数を割り振りいたしまして、毎年250人という数字になっています。

議長 (木村会長) 考え方ですが、辞める方もいます。純増分なのですか？

林業振興課長 (宍戸課長) 新規就業者の分です。

早矢仕委員 資料4の学校給食のことについてですが、主要指標の、学校給食における地場産物活用割合34.7%という数字があがっているのですが、福島県は農業なども盛んですので、50%など具体的に数字目標を上げるということはもちろん可能ではと思いますが、その辺を少しお聞かせいただきたいです。

農林企画課長 (高梨課長) 只今の御発言は、資料4の22番、学校給食における地場産物活用割合ということになります。現在、本県も学校給食の中における、いわゆる地産地消というような考え方になっておりますが、学校給食の場合ですと、どうしても統一な規格とか、年間を通じて一定量供給される必要があるということもありまして、現在のところではこのような割合になっており、資料3の11、総合計画に提出する資料では40%以上の目標ということで、やはり年間を通じて供給する必要があるとか、一定量、一定の品質、一定の規格そういったことがあり、なかなか難しい部分はあるのですが、そのような形で増加させていきたいということでもあります。

議長 (木村会長) これは、カロリーベースですか。金額ベースですか。

農林企画課長 (高梨課長) これは量だと思います。全体を出しまして、その年間の割合、重量の%です。

早矢仕委員 説明ありがとうございます。併せてまたお聞きしたいのですが、目標指数40%と上がっているのですが、お答え出来る範囲で結構ですので、他県の状況はどのようになっておりますでしょうか。

農林企画課長 (高梨課長) すみません、そこまでは手元に持ってこなかったものですから。もし必要ならば、準備させていただきたいと思います。

早矢仕委員 分かりました。私は学校給食に少し興味がありまして、気づいたことですが、子どもというのはこれから体を形成していく上で1番大事な時期です。確かに、育成していく上で良いものを食べさせてあげたい、というのは親心です。良いものというのは、値段が高いものではなくて体に良いものといって、目標にするべきではないのかなと私は思っております。また子ども時代にきちんとした体を作るということは、大人になってからでも、体がきちんと健康であればどんなことにでも耐えられるということがありますので、そのようなことも視野に入れていただいて数値を上げていただければと思います。あと、福島県の場合、農業が結構盛んなのですが、野菜などを作っていく上で契約農家というものもこれから当然出てくるかと思うのですが、

例えば農家さんが学校給食の野菜を作るのは嫌だとか、注文が多くて等という、そのような声は届いているのでしょうか。状況をお聞かせいただければと思います。

農林企画  
課長  
(高梨課長)

2つ目の方の契約という考え方ですが、確かにそのような考え方は聞いております。学校給食会という1つの組織を通して、大量、一定の規格のもの、そのようなものを導入して、その部分で学校給食の給食費が一定の給食費で、というようなことがありまして、地場産用については、先ほど申し上げましたように、規格がなかなか統一出来ないとか、今まで機械でやっていたものを手で処理しなければならないとか、そのようなことがありまして、地元でも取り組みたいだけではなかなか敷居が高いという話を聞いております。一部の学校になるかと思いますが、農家の方々が、出来るだけ規格を揃えろとか、そのような活動をしながら、学校給食に提供しているという事例は聞いております。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。原田委員お願いします。

原田委員

矢吹委員に森林組合の状況について若干聞きたいと思います。8月末の現地調査では県南地方を選んでいただき、感謝しております。これを契機にしまして、西郷村の太陽の国で5、6人が水害で亡くなってからちょうど10年ということで、水害対策という大義名分もあり、村長も山に力を入れております。大きな村なので、3つの中学校と5つの小学校、それぞれに学校林を持っているのですが、ちょうど私が中学生の頃に植えた木なのでおそらく30年程度になってはいますが、ツルなどで荒れている。それで村長は、私の意見を聞いて、とりあえず学校林から森林環境税を使って整備していくことになりました。それで誰がやるのかという話で、森林組合にそのような技術者がいてやってくれと。最近放映したNHKのクローズアップ現代などでは、今失業者があふれており、最後には森林組合に行く。奈良県あたりのテレビを見ていたのですが、何十人かが集まった。そして1週間くらい研修したりしたのだけれども、やる気のある人は2人くらいしかいなくて採用はなかった。そういう意味で、私たちが森林環境税を活用して、村長が音頭とって、とりあえず荒れた山を手入れしていこうと。これは1番実行的だと思います。そのような意味で、私たちが去年見学した田村森林組合のように、製材工場を持っているしっかりした森林組合もありますが、森林組合の実際の姿で、技術者の確保などはどうなっているかを、矢吹委員から聞きたいと思いました。

矢吹委員

先ほども記述があったかとは思いますが、森林組合連合会は森林組合の指導機関でもありまして、現在森林組合系統では、施業集約化という考え方に

取り組んでおります。低コストで森林の施業をしていくためには、バラバラに所有している部分を団地化をして、皆一遍にやりましょうということで、低コストな森林整備に取り組むことを指導をしているところです。あとはここに書いてあるとおりに、低コストでやるためには作業道、高性能林業機械等が必要だという部分。できる限り生産されたものを売っていくという考え方の基に、それぞれいろいろな機会を設けながら、技術者の養成は図っております。頼むといっても、どれぐらいでやってくれるのか、どれぐらいで売ってくれるのか、という話になりますので、そのような評価もできるような技術指導をしているというような状況です。いずれにしても、森林組合は、森林所有者の協同組織だということがあって、森林組合法で営利を目的としてはならないという協同組合になっておりますので、森林組合員と組合との信頼関係、ここでは絆という形で記載されておりますが、その絆をいかに醸成していくかで、事業の推進を図るということで取り組んでおりますので、西白河地方森林組合も、いろいろな機会を捉えて、研修に出てきていると思いますので、是非御相談をお願いしたいと思います。

議長 (木村会長) 中間整理案全体に関するお話でもいいのですけれども、質問・御意見等があれば。

斎藤委員 担い手育成のところで気になったところがありまして、その件についてです。林業に携わるというのは、大変だ、きつい、といろいろなイメージあると思うのですが、環境の良いところで働けるとか、技術をきちんと覚えると一生そのような仕事を続けていけるとか、いろいろなメリットはあると思うのですが、なり手がなかなか無い。私、専門学校でも講師をしていて、生徒を教えるのですが、就職が無い、ということが昨今。つい何年か前までは、100%就職を謳っていたのですが、今は本当に2割とか3割出来れば良い方というくらいに低迷しています。それで思ったのが、この中にうまく組み込まれるかどうかは分からないのですが、私、学校の生徒を連れて、相馬の山を見に連れて行ったことがあります。80歳の人たちが機械を動かして、木を山から降ろしているところも見せました。うちの所に就職に来いと誘ってくれたのですけれども、就職したら一生そこの山でずっとこの仕事をするのかなと思うとその子達は、決心が着かないという話だったのですが、私が思うに、やっぱり林業の間口を広く、軽くするというので、とりあえず環境の良いところで働ける、技術もきちんと覚えられる、これはちょっと失礼な言い方かもしれないのですけれども、もし他に職がないのであれば、今は実際、職を選んでいられないというのが現状なので、こういう職業もあるよ、面白そうだなと、まずいろんな人を、若い子達が入りやすいように間口を広げて貰って、そこで何年か技術を教えて貰ったならば、そこから先そこで面白いなと思った子は、そのまま林業を続けていく。このままずっとここでというよりも、他の方向に行きたいとか、ステップアップしたいとかそういう

子供が出てきたら、そっちが先ですね。何年か経ったならば、例えば頑張ればここで幸せになるよとか、森林組合あたりに就職出来るよとか、関連するような他のところにも行けるよという方向性を示して、もう少し若い子供が気軽にそこに就職出来る、そのような考え方というのを盛り込めないかなと思いました。ここに就いたらずっと一生やらなくてはいけない、本当はそれが一番良いのかもしれませんが、今の子供はそんなに意志が強くなかったりしますので、まずはこういう面白いこともあるのですが、何年かやったら他にステップアップして移行する、そのような道もあるんだと、そのような方向も示せるようなことを担い手育成の中に盛り込めたら良いのかと思うのですが、そんなことを私考えて、先ほど岡部委員と盛り上がって話していたので、少し発言してみました。

議長  
(木村会長) 従事者というものの中身ですよ。

遊佐委員 付け足しでいいですか。私も原田委員と同じ番組を見ました。研修に10数名参加して、最終的には1名か2名しか採用にならないのですよ。ということは、一生懸命やっても、それに懸けて来た人まで落ちるのですね。ということは受け皿がないのかな、という気がしたのですけど。実際その研修を受けても、まだ1週間か10日くらいですから、実は駄目ですよ。それを雇ってくれるところもないというのも現実じゃないかと。おそらく希望者と受け皿とで大きくギャップがあるのではないかなと私は結論をとったのですが、きついやら何かで辞めるのではなくて、結局は本当に意欲を持って、それこそ家族を置いてきて単身赴任して来ても、採用にならなかつたという非常にがっかりな最後だったので。本県の場合は、このような研修をやった担い手になりたいという方が出てきた場合に、本当に受け皿があるのかどうかということをおきたいと思いました。

林業振興  
課長  
(宍戸課長) まず林業就業者の状況ですが、基本的に森林組合や素材生産をなさっている会社組織等での採用ということになると思います。例えば森林組合とか素材生産をなさっている方が新規採用をなさるとい形です。実際には過去毎年150名程度の採用がありまして、20年度は155名採用されております。本年度は今までに130名超える方がすでに採用されてありまして、これまでの労働力の減少の現状から、受け皿としては是非労働力が欲しいが、なり手がいないというミスマッチがあった、それが今こういう雇用情勢ですので、林業でかなり採用されているという事実をみているのだと思います。ですから、仕事はあります、人手は足りませんというのが基本の姿だと思っております。ただ、今のような経済情勢・雇用情勢ではなくなったときに、果たしてずっと勤めているのかという話になると、あの派遣のときと今とでは給料差が5万円あるとか、こんなに体力的にきついとは思わなかったと

か、なかなか将来設計が出来る給料設定ではないというようなお話は採用されて働いている方々から聞いております。そのために受け皿である林業事業体が、普通の一般の企業とある程度肩を並べる程度の、社会保障とか福利厚生というものは不可欠ではないかと思えます。さらに労働安全についてもやはり危険な作業だということがありますので、そういう部分は機械などを使えばもう少し安全を確保することが出来て、さらに生産性も上げて給与水準も上がるのではないかと、こんな思いも持っているところでございます。それから、間口を広げるということは非常に大事なことだと思います。インターンシップ等、お試しできるような仕組みは必要であると思えますので、中に書き込むか施策でやるかは別にしまして、短期間でも自分に適正があるのかどうかという判断が出来るような機会というのは是非設けていきたいと考えています。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。

吉田委員

今まで、この2、3お話いただいたことに関連するのですが、ダイジェスト版の方、資料1の第5章、戦略的に取り組む重点施策に一度戻させていただきませんが、ここの担い手育成ということで、6次産業があります。この2つが今議論になったことに繋がるのではないかと思うのですが、担い手育成ということですので、私は地域作りの関係で移住希望者と面談することが非常に多いのですが、林業に特化してない、農業に特化してないということが多いです。例えばパソコン関連の仕事をしていた人がその業界にすごく疲れてしまって、自然の中で仕事をしたいというときに、農業とか、林業とか特化してないのですね。自然の中で仕事をしたい。そうしたときに、林業で受け皿を作る、農業で受け皿を作るというよりも、農・林・水が一緒になるのであれば、これを総合的に受け入れるシステムというか、農でもいいよ、水産でもいいよ、林業でもいいよという形で育成する総合的な育成機関があってもいいのかなと1つ思います。もう1つ6次産業ということも、農・林・水というのが一緒になった第6次産業というものを経営することで担い手、新規就業者が入りやすい、要するに職業は選択できる、林業に来れば山で木を伐るしかないということではなくて、もしかしたらマニアックに何かすごいパソコンの技術を持っている人が、6次産業の中でそういう手腕を発揮する場も出てくるかもしれない。そのような形で、とにかく若い人達の目を正しく農・林・水、要するに中山間地に向けるということ、考える必要があるのではないかと考えています。

もう1つは、先ほど御説明いただきました、資料2の方の92ページ、施策の展開イメージということで図表を示していただきましたが、その中心にあります、任意団体としての(仮)福島県素材流通機構ですね。任意団体とありますけど、事業目的なのか、NPO的な役割をするのか、少し御説明

をいただければと思います。

もう1つですが、今移住促進ということで、福島県もかなり力を入れておりますけども、実際にはその反面で農村計画の方では、集落移転ということもテーマになっているようです。要するに過疎地域を集落ごと移転させるというものがあるようですし、実際に私の住んでいる10世帯の集落ももうほとんど限界状態という、全員が移動するしかないという状態を抱えながら活動しています。集落が移転した場合、集落が自然崩壊してしまった場合、残された山林というのはどのように処理をしていかれる計画か、要するに30年間の指標で、うち5年というのがありますので、長期的なスパンで見たときに、今山里にいる人たちがいなくなった場合、どのように山林や農地などを管理、管理は出来ないかもしれないのですけれど、対処されるつもりはあるのか少しお聞きしたいと思います。

補足なのですが、教えて欲しいのですが、県産材の杉が、先ほど赤みが多いということで、うちも自分の地所にある杉を切り倒して、ログハウスにセルフビルドしているのですけれども、杉の赤みというのもやけてくるとあまりこう、白かったものとそれほど変わりがないような気がするのですけれども、赤みというのは最初だけがすごく気になるけれども、5年、10年経つと意外と白かったものと大きな差はない気がするのですけれども、この辺のことは斎藤委員に教えていただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長  
(木村会長)                    それでは、最後に、斎藤委員からお願いします。

斎藤委員                    時間が経つと、赤みも白みも同じような色になって、私は家具をそのように作ったのが、だいたい同じような色になっているのですが、出来たときの印象が全然違うので、お客さんに時間が経つまで我慢して下さい、というのも言いにくい部分があります。

議長  
(木村会長)                    ありがとうございます。

林業振興  
課長  
(宍戸課長)                    素材流通機構についてですが、現時点では立ち上がったばかりで、任意団体ということで動いております。今後、この機構を例えば協同組合にしていくなのか、また違う組織にしていくなのか、という点につきましては話し合いをしていただければと思っていますが、その持つ機能としては書かれているようなことが可能となるよう是非検討していただきたいと考えております。

議長  
(木村会長)                    ありがとうございます。

森林計画  
課長  
(相馬課長)

集落移転に伴い、人がいなくなってしまう山村の山はどうするのか、という話でございます。集落移転という訳でもなく、現在、不在村地主、高齢化して息子さんが都会に出る、あるいは近在の街場に出てしまって、都市部の方と一緒に住もうということを出て行く。そのような中で山から離れる方という不在村地主、福島県の平成20年6月時点では、92,339haとうことで把握してございます。これは県内民有林の約16%で結構多いかと思いますが、全国ではだいたい25%、それに比べるとまだ若干良い状況なのかなと考えております。いずれにしても今後ますます、山村から人がいなくなってきた、離れていく方が多くなっていくということは十分懸念されております。ではどうするのかということですが、基本的に私どもでも森林組合など、そのような山を管理出来るような団体、そのような方々と長期受委託施業を頼む、長期間契約して管理をおまかせするような形で進めていただくように、森林組合、あるいは我々と一緒になって森林所有者の方々いろいろな説明会をやらせていただいております。そのような中で管理していければと思っております。基本的には若い方々にときどきでも自分の山に戻って、見ていただいて、何らかの施業を、毎年、毎年でなくても、何年かに1回でも戻って貰えば良いのですが、できないとなればそのような形で管理・委託させていただくのが1番良いかと考えております。

議長  
(木村会長)

はい、よろしいでしょうか。時間もだいぶ押しているのですが、少し飛ばしてしまったことがありまして、資料2の中間整理案と地方計画に関する説明を少し忘れていましたので、そちらの御説明をお願いします。

農林企画  
課長  
(高梨課長)

それでは、概要版の方を御覧いただきたいと思います。11ページになります。本来ですと中間整理案の中で説明する予定でしたが、若干時間押しますので、概要版を御覧いただきたいと思います。まず第6章、地方の振興方向ということで、それぞれ7方部の振興方向なり、振興の計画ということで記載しております。今回の計画の成り立ちとしましては、地方の特色をまず述べます。その後現状と課題、振興の方向をまとめまして、その後重点的な取り組み内容等の中で書いてありますが、県北ですと、担い手の育成・確保などから5つほど丸が付いておりますけれども、これが重点的に取り組む内容、地方ごとの主要指標ということになっております。これは恐縮ですが、中間整理案の139ページ以降に記載しております。ちなみに139ページを御覧いただきますと、第1節に県北地方がございます。1番最初にくだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくりということで、これは地方の振興にあたってのテーマという位置づけで記載したものです。もう1つ、概要版の方を御覧いただきますと、県北地方がありまして、右側に2番として県中地方、食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業ということで、それぞれ県中地方ですと、農・林・水ということで、水の方もありますので、そのような振興の方向等も記載した内容になっております。それ

から県南、当然ここは林もございます。それから4番目といたしまして、会津地方、151ページからになります。地域経済をリードする攻めの農林水産業の展開、ということで重点的な取組内容につきましては153ページにあります。1地域資源を生かした新たな仕組みづくり、それから、2地域の特色を活かした攻めの農林水産業の展開、3守り育てる水田農業と安全・安心な暮らしの確保、を記載しております。それから南会津地方が155ページ以降になっております。テーマとしましては、みんなが輝く園芸産地といやしの里づくりということで、グリーン・ツーリズムとか、157ページを見ていただきますと、重点的な取組内容ということで、南会津地方、夏秋トマト、アスパラガス、それからリンドウの振興を図っていく。森林・林業・木材産業の振興がございます。それから6次産業化、観光産業との連携というようなことで、グリーン・ツーリズムやフォレストセラピーといったような、記載もございます。それから159ページが相双地方になります。山・川・海の豊かな自然と多彩な地域資源が調和した農林水産業の展開ということです。相双地方、冬季温暖な気候を生かした農業の振興がございます。それから豊かな森林資源を生かした林業・木材産業の振興がございます。それから、163ページがいわき地方でございまして、「サンシャインいわき」が育む、「森林・大地・海」の恵みを未来へと（仮）ということで、テーマとしまして、重点的な取組内容が165ページです。こちらの方も冬季温暖、日照時間が全国的にもトップクラスでして、1「サンシャインいわき」の農業振興、2人工林が多いいわきの林業・木材産業の振興、それから水産の部分ですと、3「潮目の海」の水産業の振興ということで、各地方計画を現在、このような形で取りまとめているところです。以上です。

議長  
(木村会長)

はい、ありがとうございました。すいません、飛ばしてしまいました。この点に関して何かありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。そうしますと、いろいろと御意見が出たので、少し整理して、皆さんに確認していただいて、それを中間整理案に盛り込んでいくということで、今少し相談してまとめたいと思います。若干お待ち下さい。

皆さんから出た御意見、簡単にまとめていただきましたので、御確認下さい。

まず、岡部委員からですが、これまでの結果、総括とはどのようなになっているのかと、これを整理し、総括の上、新しい計画を作りたいと。

それから斎藤委員から出ました、県産材の利用というのは、他県との競争となりますから、その競争に勝てるような、具体的な方法を盛り込んでいきたい、何が特徴なのかということ、福島県産らしさということですね。

矢吹委員ですが、これまで汗をかいてきた林家の方々の部分が記載されていないと。林家の人づくり、そういう人づくりの方が問題だと。それから森

林環境税に関して、是非事業を続けてそのようなことを盛り込んで欲しいと。それから供給としては針葉樹の方がたくさんありますので、針葉樹の記述ばかりなのですが、広葉樹材に関しても、今後広葉樹も含めた地域資源の活用を願いたいと。それから、県産材の利用については、エンドユーザーのみではなくてですね、いろいろな分野、デベロッパーなどと、そのようなところとの連携、コラボをもう少し考えながらやって欲しい。

それから山本光子委員は、きのこの栽培の技術を補助して欲しいと言いました。それから斎藤委員から、若者が気軽に林業に入って来れるような間口の広い、ずっとその山に張り付いて一生やらなくてはいけないというのではなくて、違う形態での森での仕事の仕方ですか、それに関してもサポートが欲しいという御意見ができました。以上の点まとめたのですが、よろしいでしょうか。

それではよろしいでしょうか。それでは、これらの意見をもとにして中間整理案についてさらに精査していただくということになると思います。これでよろしいようですので、以上で本日の議事を終了いたします。長時間に渡り、活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

司会 木村会長ありがとうございました。  
(廣畑主幹) それでは、6 その他に移らせていただきます。事務局、お願いいたします。

事務局 今後のスケジュールについて御説明させていただきます。お手元の次第にあります、資料の1番最後のページをお開きいただきたいと思います。平成21年度新たな農林水産業振興計画の策定スケジュールです。丸の2つ目が本日の審議会でございます、3つ目が11月頃に予定しております、パブリックコメントの実施、それから市町村および関係団体等への説明会の開催を予定しております。次に12月22日、まだ予定ですが、第3回目の森林審議会を開催させていただきます。この中では、戦略的に取り組む重点施策についての御審議、それから、施策の達成度を測る指標について、御説明しましたが、もう1歩踏み込んで御審議をしていただきたいと思います。そして振興計画以外の議題ですが、例年行っております森林計画関係の樹立、本年度は阿武隈川地域森林計画を樹立する順番になっておりますので、その内容、及び毎年行っておりますその他の地域の森林計画の振興等についても、御審議いただく予定としております。年を越しまして来年の、2月か3月頃に第4回の森林審議会を予定しております、その中で今回の振興計画の最終答申案について御審議をいただく予定でございます。

続きまして、議事録の作成についてですが、本日の議事録につきましては整理の上、御発言いただきました各委員に確認をお願いいたしまして、議事録署名人の押印をいただいた後、写しを全委員へお送りいたしたいと考えております。

なお、議事録につきましては、県の森林計画課のホームページの方で公表することとなりますので御了承願います。

また、現在策定作業を行っております阿武隈川地域森林計画の案につきましても、委員の皆様様の御意見を伺いたいと考えておりますので、後日ですね、地域森林計画の案を郵送させていただきますので、その際はよろしくお願します。

司会 (廣畑主幹) 事務局の方からは、以上でございますが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。

早矢仕委員 今回、資料を送って貰って、自分のところ忙しいのもあったのですが、なかなか読みきれないまま来てしまったので、作るのもギリギリまで大変だとは思いますが、もう少し、1日2日、早いと読めるかと思いました。出来る限りでよろしいですが、よろしくお願します。

司会 (廣畑主幹) 大変申し訳ございません。できる限り早めにお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。他にございませんでしょうか。

山本光子委員 少しPRさせて貰っていいですか。11月13日、うつくしま森作りネットワーク21の発表交流会を、県南地域が順番で白河市の東文化センターで行う予定です。浜・中・会津の団体さんが集まり、自分たちの活動発表、そして、基調講演ということで、天皇陛下の総料理長をやっておりました、高橋恒雄氏においでいただいて、福島県のきのこなどにとっても興味を持たれるなど、天皇の料理番が語る家庭料理ということで、御講演いただくことになっています。翌日は、やはり同じ東文化センターの隣の山で、うつくしま育樹祭をやるものですから、皆さんお誘い合わせの上、沢山の方に参加していただければと思いますので、御案内させていただきました。よろしくお願します。

司会 (廣畑主幹) ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の福島県森林審議会を閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。

以上を以て閉会となる

---

以上の議事録内容に相違ありません。

---

---